

令和元年度税制改正～法人税～

みなし大企業の範囲の見直し

令和元年度税制改正によりみなし大企業の範囲の見直しが行われました。
その改正内容についてお知らせいたします。

みなし大企業の範囲の見直し

法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しが行われました。

みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外する。

- 大法人の100%子法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限る。）又は受託法人をいう。

みなし大企業に該当した場合、中小企業向けの租税特別措置の適用が受けられなくなります。

主な中小企業向け租税特別措置は以下の通りです。

- 中小企業投資促進税制
- 中小企業経営強化税制
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置
- 中小企業技術基盤強化税制
- 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例 等

<適用時期>

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。